

第11表 厚生保険特別会計児童手当勘定の平成13年度収支状況

区 分	金 額	区 分	金 額
	円		円
収 入	340,379,306,750	支 出	317,006,457,071
拋 出 金	139,065,446,042	被 用 者 児 童 手 当 交 付 金	77,256,640,343
国 庫 負 担 金	189,804,451,000	特 例 給 付 交 付 金	46,251,420,000
被 用 者 児 童 手 当 財 源	124,569,455,000	被 用 者 就 学 前 特 例 給 付 交 付 金	92,936,684,950
非 被 用 者 児 童 手 当 財 源	55,871,421,000	非 被 用 者 児 童 手 当 交 付 金	29,680,749,714
事 務 費 財 源	9,363,575,000	非 被 用 者 就 学 前 特 例 給 付 交 付 金	34,164,932,247
積 立 金 より 受 入	0	事 務 費	10,840,621,018
前 年 度 剰 余 金	9,785,541,684	児 童 育 成 事 業 費	25,866,084,549
そ の 他 の 収 入	1,723,868,024	そ の 他 の 支 出	9,324,250
		収 支 差 引	23,372,849,679
		翌 年 度 へ 繰 越	1,028,802,000
		翌 年 度 歳 入 へ 繰 入	18,651,030,576
		積 立 金 へ 積 立	3,693,017,103

第12表 拠出金徴収状況

(平成13年度)

区 分	徴収決定額	収納済額
	円	円
厚生年金保険関係	138,265,637,230	135,059,947,106
船員保険関係	375,791	0
共済組合関係	4,005,522,828	4,005,522,828
農林漁業団体	1,777,719,695	1,777,719,695
私立学校	1,912,482,230	1,912,482,230
地方団体共済	69,761,257	69,761,257
その他	245,559,646	245,559,646

(注) 1 厚生年金保険関係・船員保険関係は、厚生保険特別会計業務勘定と船員保険特別会計における徴収状況である。

2「徴収決定額」は、翌年度への繰越額を含む。

第13表 厚生年金保険関係・都道府県別拠出金徴収状況

(平成13年度)

区分	厚生年金保険関係			収納済額
	徴収決定済額			
	合計	前年度からの繰越額	本年度分	
	円	円	円	円
合計	138,265,637,230	2,741,954,330	135,523,682,900	135,059,947,106
北海道	4,305,916,619	106,176,913	4,199,739,706	4,182,549,251
青森	894,792,201	41,810,121	852,982,080	845,432,928
岩手	955,215,344	15,463,397	939,751,947	935,626,045
宮城	1,958,086,486	58,530,065	1,899,556,421	1,892,345,228
秋田	757,936,524	3,748,087	754,188,437	752,308,304
山形	957,472,500	12,385,291	945,087,209	941,002,938
福島	1,530,154,687	44,643,499	1,485,511,188	1,476,779,560
茨城	1,899,584,374	81,728,726	1,817,855,648	1,803,480,937
栃木	1,445,086,830	28,337,952	1,416,748,878	1,413,046,263
群馬	1,695,240,893	15,011,533	1,680,229,360	1,675,403,766
埼玉	3,602,759,345	117,920,875	3,484,838,470	3,463,275,618
千葉	2,879,552,168	80,029,058	2,799,523,110	2,788,158,047
東京	39,587,741,348	283,337,373	39,304,403,975	39,219,514,787
神奈川	6,451,007,793	102,230,286	6,348,777,507	6,329,017,426
新潟	2,549,346,708	44,661,791	2,504,684,917	2,499,848,333
富山	1,263,373,352	31,507,505	1,231,865,847	1,223,789,057
石川	1,125,806,393	23,370,691	1,102,435,702	1,099,008,931
福井	804,144,803	2,818,168	801,326,635	800,181,143
山梨	639,192,178	3,230,144	635,962,034	634,791,687
長野	1,987,252,894	22,625,897	1,964,626,997	1,960,392,514
岐阜	1,713,264,163	19,722,801	1,693,541,362	1,688,309,852
静岡	3,739,150,932	60,155,078	3,678,995,854	3,664,904,981
愛知	8,960,373,444	144,519,758	8,815,853,686	8,798,416,815
三重	1,384,711,544	46,101,628	1,338,609,916	1,332,740,995
滋賀	1,029,276,807	7,297,981	1,021,978,826	1,020,033,257
京都	2,398,285,854	91,000,424	2,307,285,430	2,292,580,896
大阪	14,721,253,938	432,280,294	14,288,973,644	14,235,561,304
兵庫	4,408,520,485	198,452,679	4,210,067,806	4,195,651,990
奈良	636,142,013	22,249,462	613,892,551	612,036,934
和歌山	631,192,901	19,836,399	611,356,502	608,460,604
鳥取	486,353,581	16,818,201	469,535,380	466,258,872
島根	599,300,701	20,232,135	579,068,566	575,831,167
岡山	1,701,521,974	50,708,879	1,650,813,095	1,644,541,474
広島	3,046,873,298	135,503,235	2,911,370,063	2,899,864,459
山口	1,195,464,809	21,524,780	1,173,940,029	1,170,737,156
徳島	611,078,655	16,293,349	594,785,306	590,801,102
香川	1,030,330,289	16,304,583	1,014,025,706	1,009,584,847
愛媛	1,180,377,542	23,260,439	1,157,117,103	1,153,375,339
高知	584,924,728	18,336,491	566,588,237	563,665,197
福岡	4,589,922,124	109,984,551	4,479,937,573	4,453,798,715
佐賀	574,781,937	15,892,266	558,889,671	555,255,892
長崎	995,326,716	28,447,506	966,879,210	961,100,181
熊本	1,223,062,444	25,906,898	1,197,155,546	1,189,468,364
大分	836,988,826	22,798,796	814,190,030	810,452,621
宮崎	803,842,323	22,180,664	781,661,659	778,068,130
鹿児島	1,162,878,603	27,705,194	1,135,173,409	1,132,329,087
沖縄	730,773,159	8,872,487	721,900,672	720,164,112

注) 「徴収決定済額」は、翌年度への繰越額を含む。

平成13年度の主な児童育成事業費の概要

1. 乳幼児のための多様な保育サービスの提供

(1) 乳児保育促進対策費等事業費

多様化した保育ニーズに対応し、就労と育児の両立支援を総合的に推し進めるため、乳児保育への対応、保育所機能の活用、延長保育の促進等を図るために必要な経費について補助を行った。

2. 児童のための多様なサービスの提供

(1) 児童厚生施設整備費

児童に健全な遊びを与えて、健康・体力を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童館及び児童センター等の児童厚生施設の整備について補助を行った。

(2) 民間児童厚生施設等活動推進等事業費

児童に安全かつ創造的な遊び活動を体験させ、児童の情操や健康の増進を図ることを目的とする民営児童厚生施設等の事業に要する費用について補助を行った。

(3) 児童環境づくり基盤整備事業費

近年の出生率の低下、核家族化や都市化の進展、地域コミュニティの弱体化に伴う育児不安、多様な人間関係を経験する機会の減少など、子どもや家庭を取り巻くさまざまな問題が生じている状況を踏まえ、都道府県、市町村が地域の実情に応じた児童環境づくりの基盤整備を実施するための経費について補助を行った。

(4) 放課後児童健全育成事業費

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る放課後児童クラブの活動に必要な経費について補助を行った。

3. 子育て家庭における育児支援事業

(1) 乳幼児健康支援一時預かり事業費

保護者の疾病や、勤務の都合等により、病状回復期の児童やひとり親家庭や共働き家庭で、家庭における養育が困難な児童等を、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護等を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図るために必要な経費について補助を行った。

(2) 子育て支援短期利用事業費

保護者の疾病、出産や恒常的な残業等の事由により、家庭における養育が困難となった児童及び夫等の暴力により緊急一時的に保護を必要とする母子等を児童福祉施設において一定期間、養育・保護又は療育・指導を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図るために必要な経費について補助を行った。

4. 就労と育児の両立のための子育て支援事業

(1) 事業所内保育施設等整備費

児童手当法第20条に規定する一般事業主の従業員の児童が入所する事業所内保育施設等に対する施設整備費等の助成を行った。

(2) 駅型保育試行事業費

親子のふれあう時間が少しでも長くなるように、また、利用者の通勤の利便性にも配慮するため、通勤途上にある駅ビルや駅に隣接する建物の一部を借りて設置する駅型保育施設を試行的に運営するために必要な経費の一部について助成を行った。

(3) 在宅保育サービス事業費

残業や夜勤等の多様な就労形態に対応して、従業員があらかじめ登録されたベビーシッター会社の在宅保育サービス事業を利用した場合に、その利用料金の一部について助成を行った。

(4) 都市家庭在宅支援事業費

都市部における家庭内の育児不安、虐待及び非行等の諸問題に対応するため、民間の児童養護施設等の専門性を活用して、休日・夜間等における養育相談に応じ、家庭訪問援助等の在宅支援を行う社会福祉法人等に対して助成を行った。

＜児童手当制度の沿革＞

昭和47年 児童手当制度発足
義務教育終了前の第3子以降を対象（段階実施）

昭和53年 法律改正
福祉施設（健全育成サービス）の導入

昭和56年 所得制限の強化

昭和57年 行政改革特例法による特例措置
・ 所得制限の強化
・ 特例給付の導入

昭和60年 法律改正
義務教育就学前の第2子以降を対象（段階実施）

平成3年 法律改正
・ 3歳未満の第1子以降を対象（段階実施）
・ 手当額の増額 第1・2子 5,000円
第3子以降 10,000円

平成6年 法律改正
・ 児童育成事業の創設
・ 児童育成事業費充当拠出金の導入

平成12年 法律改正
義務教育就学前まで支給対象拡大

平成13年 所得制限を緩和
【支給率】 72.5% → 85.0%